





## 2. 新地町の復興計画の基本的な考え方

新地町では、町民、議会、学識経験者(長岡技術科大学上村准教授)からなる委員会の開催、町民アンケートや被災者との懇談会を踏まえ、平成24年1月に、復興計画(第1次)を策定した。

復興計画では、Ⅰ命と暮らし最優先のまち、Ⅱ人の絆を育むまち、Ⅲ自然と共生する海のあるまち、を基本的視点とし、重点事業として、①住まい再建

事業、②新地駅まちなか形成事業、③再生可能エネルギー活用事業、④海のあるまち再生事業、⑤低レベル放射性物質の除染事業の5つを推進することとした。

復興土地利用構想としては、JR常磐線の移設や海岸部の主要地方道相馬互理線の嵩上げ・移設等、下図の①～⑧を主要な考え方とした。

### ■新地町復興計画の基本的な考え方

④新地駅は、役場のある既存市街地付近に移設、周辺は、区画整理事業+津波復興拠点整備事業で宅地を嵩上げて新たな市街地を形成

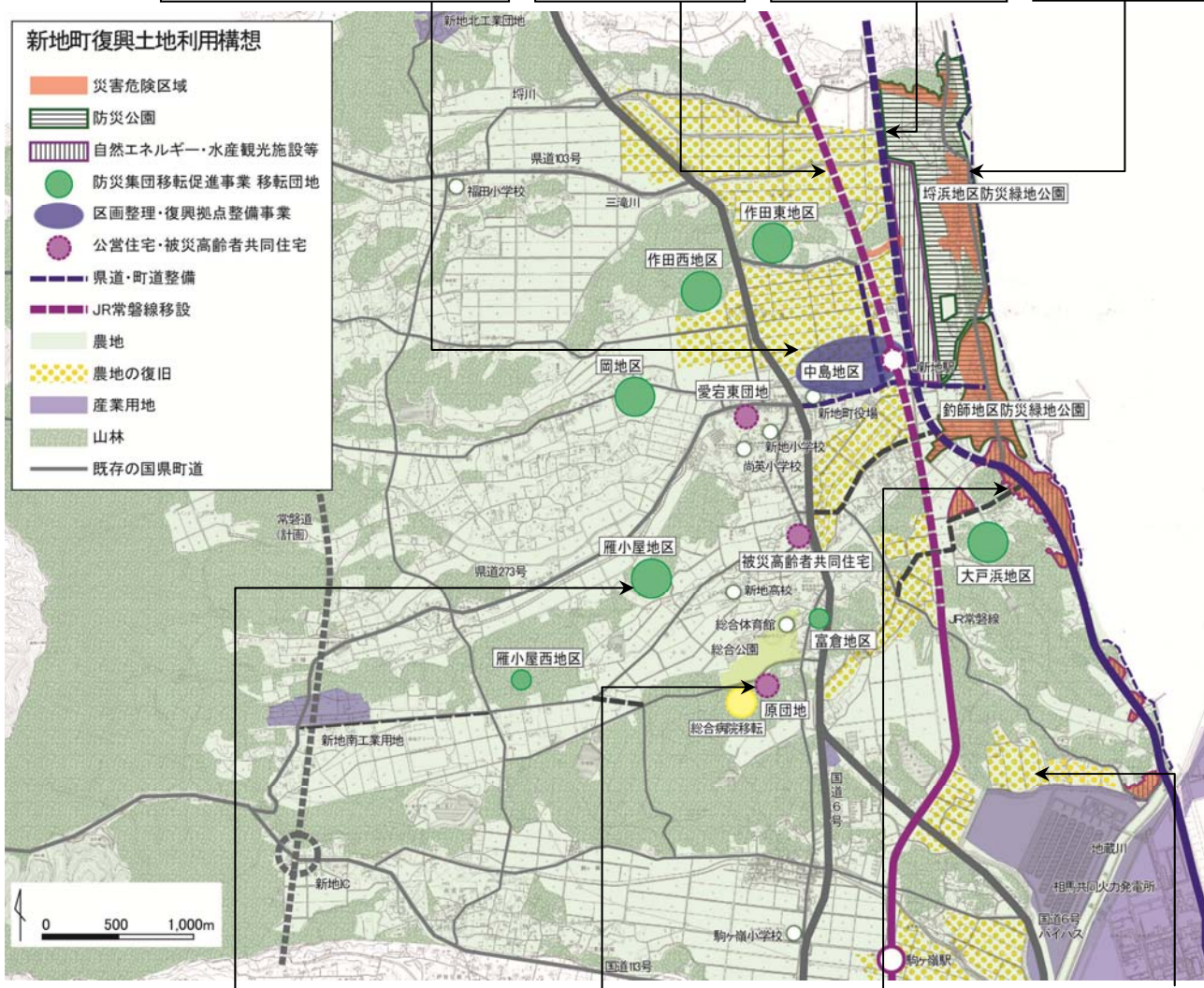
③線路が流出したJR常磐線は、山側の安全な場所に移設置

②常磐線の跡地に、二線堤として(主)相馬互理線を移設、(盛土高6m程度)

①海岸堤防をT.P.7.2mで復旧

**新地町復興土地利用構想**

- 災害危険区域
- 防災公園
- 自然エネルギー・水産観光施設等
- 防災集団移転促進事業 移転団地
- 区画整理・復興拠点整備事業
- 公営住宅・被災高齢者共同住宅
- 県道・町道整備
- JR常磐線移設
- 農地
- 農地の復旧
- 産業用地
- 山林
- 既存の国県町道



⑤沿岸部の全壊した集落は、標高10m以上で、既存集落に近い便利な場所へ集団移転

⑥自力再建困難な被災者に公営住宅等を整備(集団移転団地に戸建て、中心部に共同住宅)、台湾赤十字寄付でコレクティブ型の被災高齢者住宅を整備

⑦沿岸部は、災害危険区域を指定し、住宅を制限、防潮林、スポーツ公園、水産加工施設等に活用。

⑧浸水した農地は西側の堆積土砂の少ない場所から計画的に除塩

### 3. 新地町の防災集団移転促進事業

本稿では、復興計画の重点事業とされた住まい再建事業として、防災集団移転促進事業、災害公営住宅の整備に向け、被災者との協議の経過、計画作成の考え方等を中心に報告する。

#### ①事業化までの経過

被災後、6月から国土省の復興パターン概略調査を通じて、被災者のアンケート等を実施、9月から集落毎の懇談会にて、再建の方向性を協議し、沿岸

部の集落は移転を基本に検討することとなった。

被災者の意向確認は、移転促進区域の買取価格等の条件が明確になった時点でアンケートや個別相談等を通じて理解を深め、平成23年度3月までに参加申込みの提出を求め事業規模の見通しを得た。

一方、移転先の用地取得に関しては、平成23年12月に候補地の土地所有者の説明会を経て、アンケートを実施し、概ね買収の可能な範囲で計画検討を進めた。

#### ■新地町防災集団移転事業 事業化までの経過

		復興への動き	防災集団移転事業の合意形成等	
平成 23年	3月	●東日本大震災(3/11)		
	4月			
	5月		<b>構想検討(6~8月)</b> 被災6集落の再建方針 (現地/移転か、移転の 場合の場所)	
	6月	●国土省復興パターン概略 検討着手		●被災者アンケート(1)(配布497、回収378)
	7月	●新地町復興計画策定委 員会(第1回)		
	8月		<b>集落毎の再建の方向性 整理(8~12月)</b> 被災6集落の再建方針 ・沿岸部の被災集落は 集団移転 ・駅周辺の中島は区画 整理で現地再建	
	9月	●「新地町災害危険区域の 指定に関する条例」議決		●被災集落行政区長ヒヤリング(6集落別、懇談会 の進め方について) ●地区別復興懇談会(第1回)(6集落別、再建の進 め方等、出席者481名)
	10月	●復興構想決定 (10.13)		●地区別復興懇談会(第2回)(6集落別、再建の進 め方等、出席者390名) ●被災者アンケート(2)(懇談会出席者、回答 290 名)
	11月	●国土省復興パターン詳細 検討着手		
	12月	●災害危険区域の告示	<b>集落の再建方針の理解 と個別の意向(12~1 月)</b> 個々の再建意向を反映 した計画検討	●移転先土地所有者との懇談会(4地区別) ●集団移転事業説明会(3集落、住宅再建に関す る条件等について、390名) ●被災者アンケート(3)(回答 279名) ●集団移転に関する個別相談会(260名参加)
	平成 24年	1月	●新地町復興計画(第一 次)(01.24) ●移転促進区域の買取価格 等の公表	
		2月		<b>個別の意向に基づいた 事業計画素案の作成(2 ~4月)</b>
3月		●復興交付金事業計画(第1 回)	●集団移転に関する説明会 ●集団移転に関する個別相談会(2) ●事業参加申込(5月中)	
4月			●第1回の団地計画懇談会(4/23~27)参加申込を 集計し、新団地のイメージ図(案)を作成し提案	
5月			<b>移転希望者と協議しな がら団地計画の検討(基 本設計)(5~7月)</b>	
6月				●第1回公営住宅入居者懇談会(5/24) ●第2回の団地計画懇談会(ワークショップ)(5/29 ~6/1)、団地の範囲、道路のパターン、団地へ のアクセス、集会所、公園、共同倉庫等地区共 同施設の配置計画等の協議
7月		●復興整備協議会により農 地転用、防集事業の同意 (7/27)	●第2回公営住宅入居者懇談会(7/10) ●第3回の団地計画懇談会(ワークショップ) (7/11、12、18~20)、第2回懇談会での意見を反 映し、計画(案)の作成(道路、共同施設の概ね の内容決定)	
8月			<b>実施設計(8月~)</b>	

平成24年度からは、集団移転への参加、災害公営住宅の入居希望申し込みについて、移転先の団地、必要な宅地の面積、公営住宅の場合は買取希望の有無や住戸タイプについて、最終的な申し込みの確認や随時の相談を継続し、概ね5月中にはほぼ移転者、入居者数を固めた。

同時に、移転団地毎に計画検討のワークショップ等を開催して、道路、公園、集会所の配置や宅地の配置について意見交換を進め、団地計画を作成している。

7月27日には、福島県の復興整備協議会で事業の同意を得た。9月の協議会では、地域森林計画の変更、開発許可を得て、実施設計に着手し、平成24年中の着工を予定している。地区の地形や、面積によるが、概ね約1年間の工事の予定である。遅くとも平成25年中には移転者の住宅建設に着手できる見込みである。

## ②被災者と移転者数の状況

町では、住宅再建の意向把握を継続的に続け、前

述のような需要に応じて事業計画を作成している。住宅の再建は、沿岸部の埒浜・作田(主に作田東、西団地へ)、釣師(主に岡、雁小屋団地へ)、大戸浜及び今泉の一部(主に雁小屋、大戸浜団地へ)移転する。なお、町では5団地の移転団地造成を計画していたが、5世帯以上集まって事業への参加を希望するグループの要請で小規模な2団地(富倉(7戸)、雁小屋西(6戸))を追加することとした。

災害危険区域に指定した4集落約350世帯は、集団移転団地への移転が約150戸、災害公営住宅への入居は約110戸である。

集団移転と災害公営住宅を整備する5団地は、約2～5ha程度で、世帯数は約20～100世帯、人口は約80～290人の新たな集落となる見込みである。

なお、集団移転等によらないで再建する者が約100世帯あるが、これらの世帯は町内の自己所有地で再建、早く移転したいため中古住宅等を購入したり、親族の家へ移転する等の意向である。

### ■集落別の被災状況

集落名	従前世帯数(a)	津波全壊住宅	被災住宅計(b)	被災割合(b/a)	移転促進区域		備 考
					面積(ha)	世帯数	
埒浜・作田	127	71	79	62.2	14.27	68	主に防集(作田東、西へ)
釣師	144	159	159	110.4	18.30	167	主に防集(岡、雁小屋へ)
大戸浜	145	101	110	75.9	15.02	104	主に防集(雁小屋、大戸浜へ)
中島	105	70	80	76.2	-	-	区画整理事業を予定
小川	266	48	79	29.7	-	-	一部で小規模住宅地区改良事業を予定
今泉	66	18	26	39.4	2.13	11	一部防集、一部近隣への移転
その他の集落	1,740	1	65	3.7	-	-	
合計	2,593	468	598	23.1	49.72	350	

### ■集団移転等の希望者数 (H24.8.月上旬時点)

団 地 名	面積(ha)	団地別計		うち集団移転		うち災害公営		
		世帯数(世帯)	人口(人)	世帯数(世帯)	人口(人)	世帯数(世帯)	人口(人)	
防災集団移転+ 災害公営住宅	作田東地区	1.94	22	83	16	65	6	18
	作田西地区	3.82	36	118	26	92	10	26
	岡地区	1.85	33	104	18	62	15	42
	雁小屋地区	5.46	88	285	60	209	28	76
	大戸浜地区	2.76	32	82	18	47	14	35
防災集団移転	富倉地区	0.56	7	23	7	23	-	-
	雁小屋西地区	0.56	6	22	6	22	-	-
災害公営住宅	愛宕東団地	0.60	30	56	-	-	30	56
	原団地	0.12	6	10	-	-	6	10
合計	17.67	260	783	151	475	109	267	

### ③移転者の状況

集団移転による新たな団地の世帯類型や年齢構成について、意向調査から整理する。

年齢構成は、15歳未満が約11%、65歳以上が約21%となっており、震災前(町全体)の15歳未満約13%、65歳以上約27%に対し、高齢化率がやや低くなっている。これは、高齢のため自立再建等をせず、親族の家等に移転を希望するケースと推測できる。

世帯主年齢では、60歳以上の世帯主が約50%である。これはこの年齢層が最も多いことや世帯内の最年長者が世帯主であることから割合が高くなっている。なお、公営住宅入居希望者で比較的若い世帯主が多いのが特徴である。震災を機に世帯分離をした場合が推測される。

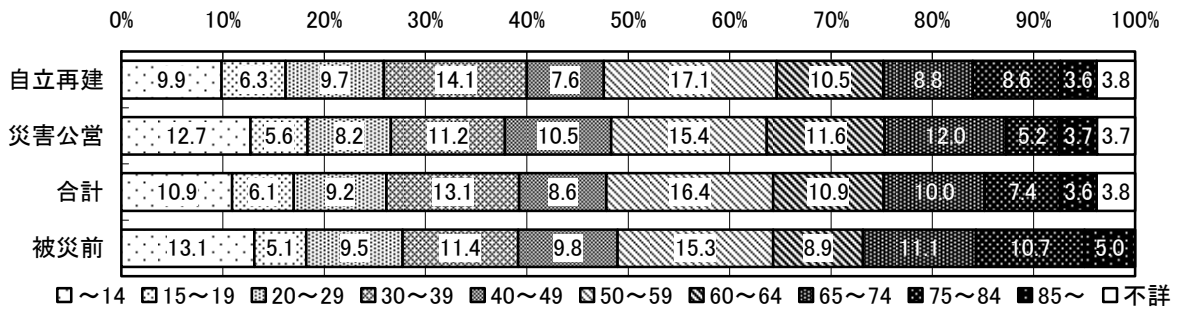
世帯のタイプでは、夫婦と子、60歳以上の夫婦と子世帯がともに、約15%で最も多い。これに次ぐ世帯類型では、自立再建世帯と災害公営住宅入居

世帯で差が大きく、前者では、2世代以上の夫婦世帯が13%と大きく、後者は、単身世帯、夫婦のみ世帯、親と子の世帯等がそれぞれ約10%程度となっている。公営住宅入居希望世帯のうち、高齢単身世帯が約8%、高齢夫婦のみ世帯が約10%、高齢の親と子の世帯が約11%である。

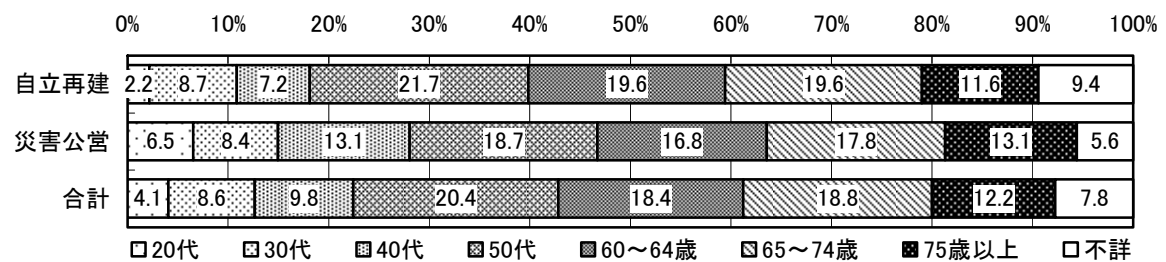
### 4. まとめ

新地町の集団移転事業は、従前の集落を基本にほぼまとまって移転し、集団移転団地内に災害公営住宅も整備する予定で、ほぼ従前のコミュニティが継続される方向にある。これは、生活再建に向け、懇談会やアンケートを繰り返し、被災者の意向をできるだけ反映するように合意形成を進めてきたことによる。結果として、全地区で同時に合意形成、計画作成及び事業化手続きが行えたことにもつながった。

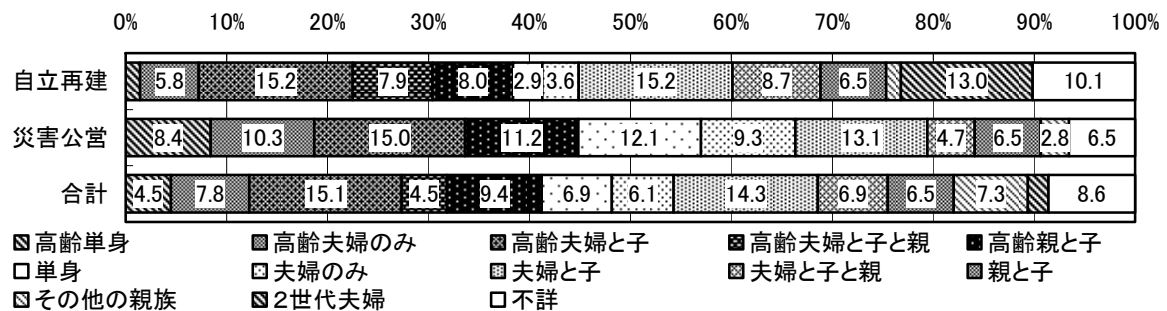
■移転者の年齢構成



■移転世帯の世帯主年齢



■移転世帯の世帯の類型 (高齢世帯は、世帯主年齢60歳以上とした)



※ データは、移転希望者及び公営住宅入居の申込み書より集計、被災前の数値は平成21年2月28日現在住民基本台帳(新地町全体)による。



